２　令第三十七条の三十九第一項の規定による届出は、別記様式第二十八号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

３　（略）

（選任外国製造医療機器等製造販売業者への情報提供）

第九十一条の七十六　外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一　法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項並びに同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十三項の規定によりその変更があった場合にあってはその変更された事項及び変更理由

二～七　（略）

２　（略）

（準用）

第九十一条の七十九　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十五第二項	（削る）	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）

２　令第三十七条の三十四第一項の規定による届出は、別記様式第二十八号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

３　（略）

（選任外国製造医療機器等製造販売業者への情報提供）

第九十一条の七十六　外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一　法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項並びに同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定によりその変更があった場合にあってはその変更された事項及び変更理由

二～七　（略）

２　（略）

（準用）

第九十一条の七十九　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十五第二項	（略）	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第五項
（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十五の二	法第二十三条の二の五第五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第五項
	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項
	第十五項の	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の
第九十一条の二十五の三第一項	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項
	第十五項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項
第九十一条の二十五の三第二項	第九十一条の二十三第一項	第九十一条の七十第一項
第九十一条の二十五の三第三項	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項